

大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画の推進を図るため、当該目的に沿った講座、講演会等の事業を自ら企画し実施する団体に対し、その経費の一部を補助することについて、大川市補助金等交付規則（昭和56年大川市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市内において事業又は活動を行う法人及び団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象団体の代表者又は役員が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、対象団体としない。

(1) 大川市暴力団排除条例（平成22年大川市条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 大川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、大川市男女共同参画推進条例（平成30年大川市条例第2号）第3条に規定する基本理念に沿うもので、形式や種別を問わず広く市民を対象に男女共同参画の推進を目的として行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象事業としない。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 当該対象事業に対し、国、県又は市から同様の制度による補助金を受けたもの

(3) 宗教上の教義の宣伝、信者の育成等に係るもの

(4) 反社会行為の助長その他公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) その他市長が補助することが適当でないとするもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該対象事業に要する経費のうち5万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に

掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象団体の概要説明書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 会員等の名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告の提出)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、当該対象事業終了後1月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い時期に、大川市男女共同参画推進団体活動補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 事業の経過又は成果を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の請求)

第8条 前条の規定により実績報告書を提出した者が補助金の交付を請求しようとするときは、大川市男女共同参画推進団体活動補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業実施の結果、対象事業経費が減額になり、補助金の全部又は一部に返還金が生じたときは、大川市男女共同参画推進団体活動補助金減額、返還金申請書（様式第5号）により速やかにこれを返還しなければならない。

(補助金の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付決定をし、又は補助金を交付した後において、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すものとし、交付決定を取り消された者は、交付された補助金を速やかに返還しなければならない。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 事業を実施しなかったとき。

2 補助金の交付決定を受けた者が、天災地変その他やむを得ない理由により事業を中止した場合で、市長がやむを得ないと認めるときは、中止までに要した経費に係る補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

様式第1号

大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付申請書

年 月 日

大川市長

殿

住 所 大川市大字

団 体 名

代表者氏名

印

大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称	
2 経費所要総額	金 円
3 補助金申請額	金 円
4 着手及び完了 予定年月日	年 月 日から 年 月 日
5 添付書類	(1) 対象団体の概要説明書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 会員等の名簿 (5) その他市長が必要と認める書類

殿

大川市長 印

大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 事業の名称	
2 交付決定金額	金 円
3 交付の時期	年 月 日
4 補助の条件等	<p>(1) 事業の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 要綱第9条又は第10条の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定は取り消されるものとし、交付された補助金は、速やかに返還しなければならない。</p> <p>(3) 補助金を他の目的に使用しないこと。</p>

様式第3号

大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付実績報告書

年 月 日

大川市長 殿

申請者の住所 大川市大字

団体名

代表者氏名 印

年 月 日付大川 第 号をもって補助金交付決定を受けた事業の実績について、大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称	
2 事業実施額	金 円
3 交付決定額	金 円
4 着手及び完了年月日	年 月 日から 年 月 日
5 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 事業の経過又は成果を証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号

大川市男女共同参画推進団体活動補助金請求書

年 月 日

大川市長 殿

住所 大川市大字

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付大川 第 号をもって交付決定を受けた大川市男女共同参画推進団体活動補助金について、大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1	事業の名称	
2	交付請求額	金 円
3	事業実施日	年 月 日
振込指定口座	金融機関・支店名	銀行 支店
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	名義人カナ氏名	

様式第5号

大川市男女共同参画推進団体活動補助金減額、返還金申請書

年 月 日

大川市長 殿

住所 大川市大字

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付大川 第 号をもって交付決定を受けた大川市男女共同参画推進団体活動補助金については、事業実施の結果、補助金対象経費が減額となりましたので、大川市男女共同参画推進団体活動補助金交付要綱第9条又は第10条の規定に基づき、下記のとおり返還金の申請をします。

記

1 事業の名称	
2 既交付決定額	金 円
3 変更後の交付額	金 円
4 返還金額	金 円